

会社法監査

Companies Act with Accounting Auditor

田 中 恒 夫

会社法では、金融商品取引法とは別に会計監査人を定め、統治責任者（監査役、監査等委員、監査委員及び各会）との協力のもとに会計監査人の機能が有効に発揮されることが期待されている。

こうした統治責任者と会計監査人との協力のための法律の規定の全体を俯瞰しようとするのが本稿の目的である。

特に会社法では、従来統治責任者として監査役を定めていたが、その後指名委員会等設置会社が續いて、監査等委員会設置会社が定められ、それらの全体の体系が複雑化したので、それらを全体として整理したものである。

尚、こうした複雑化した監査を金融商品取引法監査を含め、単純1本化する試みが、金融庁の金融審議会で進行していることを付言しておく。

わが国の会計監査人と監査役、監査等委員会、監査委員会との関係一覧表

	会計監査人	監査役会、監査等委員会、指名委員会等・設置会社
1. 対象企業	<ul style="list-style-type: none"> ・大会社（会328①）監査等委員会設置会社・指名委員会等設置会社（会327⑤）は会計監査人を置かなければならない 資本金5億円以上又は負債額200億円以上 ・株式会社は、定款の定めで会計監査人設置可（会326） 	<p>大会社は監査役会、監査等委員会設置会社は監査等委員会、指名委員会等設置会社は監査委員会のいずれかを置かなければならない（会327、328）</p>
2. 大会社の決算日程		<p>個別計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表）（会435②計規59）付属明細書、事業報告、連結計算書類作成（会444） 取締役（執行役）→監査役、監査等委員会、監査委員会及び会計監査人に提出（会436②）</p> <p>付属明細書作成（個別のみ）提出（計規130）</p> <p>会計監査人の監査報告・同連結監査報告《左図①②及び③特定取締役、特定監査役及び会計監査人の合意により定めた日、のいずれか遅い日までに（個別のみ）》（計規130） （会計監査人→特定監査役及び特定取締役（監査役設置会社）、監査等委員（監査等委員会設置会社）、監査委員（指名委員会等設置会社）に通知、連結は①又は③により通知（計規130））</p> <p>監査役等の監査報告《左図④と⑤当事者間で合意した日のいずれか遅い日までに》 （特定監査役（監査役設置会社）、監査等委員（監査等委員会設置会社）、監査委員（指名委員会等設置会社）→特定取締役及び会計監査人に通知（計規132））</p> <p>（取締役会の承認）計算書類（含む連結）は取締役会の決議で次の要件を満たす時は確定し総会では報告すればよい（会436③、同444⑤）</p>

	<p>定時株主総会</p> <p style="text-align: center;">2週間前まで</p>	<p>会計監査人・無限定適正意見で、監査役等監査報告に会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないとする意見がない時には、計算書類の株主総会承認不要で確定し総会での報告事項となる（会439、計規135）</p> <p>株主総会通知（会299）計算書類提供（含む連結計算書類）（会437、444⑥）。会計監査人監査報告、監査役会等監査報告（計規123）、連結の会計監査人監査報告は株主に通知せず総会の報告のみで可（会444⑦）</p> <p>計算書類（含む連結計算書類及び監査の結果）の内容を総会に報告（会439、444⑦）、上記通知期限までに会計監査人が監査報告の内容を報告しない場合及び無限定適正以外の監査意見時は個別計算書類は株主総会の承認必要（会438計規135）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遅滞なく、貸借対照表、損益計算書公告（会440）要旨電子公告（会839）：有報提出会社免除（会440④） 特定取締役（計規130④） <ul style="list-style-type: none"> ①通知を受ける者を定めた時はその取締役 ②それ以外のときは計算書類の作成取締役及び執行役 特定監査役（計規130⑤） <ul style="list-style-type: none"> ①監査役会設置会社 <ul style="list-style-type: none"> ①通知を受ける者を定めた時は、その監査役 ②それ以外のときは、全ての監査役 ②監査等委員会設置会社、指名委員会等設置会社 <p>通知を受ける委員として定められた監査等委員又は監査委員、或いは委員のうちいずれかの者</p> <p>尚、臨時計算書類（臨時貸借対照表、臨時損益計算書）も監査の対象とされている（会441②、計規135）がこの表の対象としていない。</p> <p>なお、計算書類規則は監査には保証業務を含むと規定している（計規121②）</p>
<p>3. 選任</p>	<p>監査役会、監査等委員会、監査委員会の決定を得て取締役が総会に提出、総会選任（会329、344、399の2、404、施規77）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該候補者を会計監査人候補者とした理由等 	<ul style="list-style-type: none"> ・監査役等は取締役会で議案が総会に上程され株主総会で選任する。 ・監査役及び監査等委員の選任に関しては監査役会または監査等委員会の同意又は議題等提案権を認める（会343、344の2） ・監査役、監査等委員又は監査委員が、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているものである

	<p>を総会参考書類に記載（施規77）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計監査人が欠けた場合、遅滞なく会計監査人が選任されない時は、監査役は、一時会計監査人の職務を行う者を選任しなければならない（346④） 	<p>時は、その事実を事業報告に開示すべきこと（会435②、施規121九）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して選任しなければならない（会329②） ・監査等委員は、総会において監査等委員である取締役、それ以外の取締役の選任、解任又は辞任及び報酬について意見を述べることができる。（会342の2、会361） ・常勤の監査等委員、監査委員の選定の有無及びその理由の開示を事業報告で求める（施規121⑩）
4. 資格	<p>公認会計士又は監査法人 但し、特別の利害関係等があるもの等公認会計士法の規定により監査をすることが出来ない者はならない（会337）</p>	<p>次の者は取締役及び監査役になれない（会331）</p> <ol style="list-style-type: none"> ①欠格者（成年被後見人もしくは被保佐人等） ②会社法等に違反し刑に処せられ、その執行後2年を経過しない者 ③前号以外の法律違反で禁固以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者 <ul style="list-style-type: none"> ・監査役、監査等委員、監査委員は、会社、その子会社の取締役（業務執行取締役）・使用人・会計参与・執行役を兼ねることが出来ない。（会331、335、400）
5. 員数	<p>特になし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・監査役設置会社 ①3人以上でその内半数以上は、社外監査役でなければならない（会335③） ②監査役の互選で常勤の監査役を定める（会390③） ・監査等委員会設置会社、指名委員会等設置会社 監査等委員は3人以上で過半数は社外取締役でなければならない（会331⑥）、指名委員会等設置会社の委員会（監査委員会を含む）は委員3人以上で委員の過半数は社外取締役でなければならない（会400）
6. 報酬	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役が会計監査人の報酬を定めるときは、監査役会・監査等委員会・監査委員会の同意を得なければならない（会399） ・その同意した理由を事業報告書に記載（施規126） 	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬は、定款に定めのない時は、株主総会の決議によりこれを定める（会387） ・監査等委員である取締役の報酬とそれ以外の取締役の報酬等とを区別して定めなければならない（会361②） ・監査等委員である取締役は、自らの報酬について総会で意見を述べることが出来る（会361⑤、⑥） ・監査等委員である取締役は、自らの報酬について意見を述べることが出来る（会361⑤、⑥）
7. 任期	<ul style="list-style-type: none"> ・選任後1年内の最終決算期の定時総会最終の時までとする。 ・総会で別段の決議なき時は再任されたものとみなす（会338） ・再任しないことを総会の目的とする時には、監査役会・監査等委員会・監査委員会の決定を要する（会344、399の二③、404②） 	<ul style="list-style-type: none"> ・監査役は、選任後4年内の最終決算期の定時総会最終の時迄とする（会336） ・監査役設置会社の取締役は、2年とするが、定款又は総会決議により任期を短縮できる（会332①） ・監査等委員会設置会社、指名委員会設置会社の取締役の任期は1年とする（会332③、⑥） ・監査等委員である取締役の任期は2年とし、任期の短縮はできない（会332④）

<p>8. 解任</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査役会の決定又は監査等委員会、監査委員会の決定を得たうえで株主総会決議で解任すること並びに再任しないことができる。(会339、344、399の2、404) ・ 会計監査人は、次の各号の一に該当する時は監査役会又は監査等委員会、監査委員会の決議により解任することができる (会340) <ul style="list-style-type: none"> ①職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき ②会計監査人としてふさわしくない非行があったとき ③心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに耐えないとき ・ この理由により解任した監査役等は、その旨、解任理由を解任後最初の株主総会に報告をしなければならない (会340) ・ 監査役等が解任、不再任の決議の内容を決定した時は、その決定した理由を株主総会参考書類に記載を要する (施規81②) ・ 会計監査人が欠格事由に該当することとなった時は、当然その地位を失う (会337③) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株主総会決議で解任出来る (会339) ・ 監査役・監査等委員である取締役を解任するには総会の特別決議による必要がある (会309) ②) 解任される監査役・監査等委員である取締役は、総会での意見陳述権が認められている (会342の2①、345) ・ 欠格事由に該当することになった時は、資格喪失により退任する (会331、335)
<p>9. 権限等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計算書類その付属明細書、臨時計算書類、連結計算書類を監査する (会396①) ・ いつでも、会社の会計帳簿及び書面および電磁的記録の閲覧・謄写をし、又は、取締役及び使用人に対して会計に關係する報告を求められることができる (会396②) ・ 職務を行うため必要ある時は、子会社に対して、会計に関する報告を求め、又は、その会社若しくはその子会社の業務及び財産の状況を調査することができる (会396③) 	<p>参考・取締役会は、取締役の職務執行の監督を行う (会362②)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査役、監査等委員会 (監査委員会) は、取締役 (執行役) の職務の執行を監査する (会381、399の2、404) ・ 監査役、各委員会が選定する監査等委員又は監査委員は、いつでも取締役及び使用人に対し事業の報告を求め、又は会社の業務及び財産の状況を調査することができる (会381、399の3、405①) ・ 監査役は、取締役会に出席を要し、意見を述べ、意見を述べることを要する (会383) ・ 監査役、監査等委員、監査委員は取締役が不正の行為をし、若しくは当該行為をする恐れがあると認めるとき、又は法令定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは遅滞なく、その旨を取締役会に報告しなければならない (会382、399の4、406) ・ 前項の場合において、必要ある時は、監査役は取締役会の招集を請求することができる (会383②)

	<p>・会計監査人は、その職務を適切に遂行するため次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該会社の取締役、会計参与、使用人 ・その会社の子会社の取締役、業務を執行する社員、使用人 ・その他会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者（施規110） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査役、監査等委員、監査委員は、その職務を行うため必要がある時は子会社に対し事業の報告を求め又は、子会社の業務及び財産の状況を調査することが出来る（会381③、399の3②、405②） ・ 監査役、監査等委員、監査委員は執行役、取締役が会社の目的の範囲外の行為、その他法令定款に違反する行為をし、会社に著しい損害が生ずる恐れある時は、執行役、取締役にその行為を差止請求出来る（会385①、399の6、407①） ・ 会社が執行役・取締役に対し、又は執行役・取締役に会社に対し訴えを提起する場合には、監査役、監査等委員、監査委員が会社を代表する（会386、399の7、408） ・ 監査役、監査等委員、監査委員が、職務の執行につき費用の請求をした時は、会社は支払を要する（会388、399の2④、404④）
<p>10. 監査役会・監査等委員会・監査委員会への報告</p>	<p>職務を行うに際して取締役の職務の執行に關し不正の行為又は法令定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅延なくこれを監査役、監査役等委員会、監査委員会に報告しなければならない（会397）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査役、監査等委員会・監査委員会の委員は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対し、その監査に關する報告を求めることができる（会397②） ・ 監査役、監査等委員、監査委員は、監査役会・監査等委員会・監査委員会の求めがあるときは、いつでもその職務の執行状況をそれぞれの会に報告しなければならない（会390④、399の3④、405④） ・ 取締役・執行役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当該事実を監査役会、監査等委員会、監査委員に報告しなければならない（会357、419①）
<p>11. 監査報告書</p>	<p>・ 会計監査人の監査報告書は次の通りである（会396、計規126）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 監査の方法及びその内容 ② 計算関係書類が会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見、次の区分による。 <ul style="list-style-type: none"> イ 無限定適正意見 ロ 限定付適正意見 ハ 不適正意見 ③ 前号の意見がない時、その旨、理由（意見不表明） ④ 追記情報 ⑤ 監査報告書作成日 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査役会、監査等委員会、監査委員会の監査報告の記載事項は次の通りである。この場合、各監査役の意見を付記することが出来る（会381①、399の2③、404② 計規127-129） ① 監査役、監査役会・監査等委員会、監査委員会の監査の方法及びその内容 ② 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めるときは、その旨及びその理由 ③ 重要な後発事象（会計監査報告の内容となっていないものを除く） ④ 会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項 ⑤ 監査のために必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由 ⑥ 監査報告を作成した日

<p>12. 監査報告の通知</p>	<p>会計監査人は、取締役・執行役より計算書類（同連結）を受領した日から、4週間（付属明細書を受領した日から1週間）を経過した日、又は合意により定めた日のいずれか遅い日まで監査報告の内容を特定取締役及び特定取締役に通知しなければならない（会396①、計規130）</p>	<p>・特定監査役は、会計監査報告を受領した日から1週間を経過した日又は合意により定めた日のいずれか遅い日（連結はこのいずれか遅い日は適用無し）までに、その監査報告の内容を特定取締役及び会計監査人に通知しなければならない（会381①、399の2③、404②、計規132）</p>
<p>13. 会計監査人の職務の遂行に関する事項の通知</p>	<p>会計監査人は会計監査報告の通知に際して、次の事項を特定監査役等に通知しなければならない（計規131）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項 ②監査、監査に準ずる業務及びこれらに関する業務の契約の受任及び継続の方針に関する事項 ③会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項 	
<p>14. 監査報告の効果（計算書類の確定）</p>		<p>会計監査人の監査報告に計算書類が法令定款に従い、会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものとする（会計監査報告が無限定適正意見であり、監査役会、監査等委員会、監査委員会の監査報告に会計監査人の監査を相当でないと認める意見が無いこと、及び同様の付記がないこと）場合には、計算書類は定時総会の承認を必要とせず確定する。この場合にはその内容を定時総会に報告しなければならない（会439、計規135）（承認特別規定）</p>
<p>15. 監査報告の効果（剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め）</p>		<ul style="list-style-type: none"> ①会計監査人設置会社で、監査役設置会社、監査等委員会設置会社又は監査委員会設置会社は、剰余金の配当（会454④④）、自己株式取得（会156①）準備金の減少（会448①）損失の処理、任意積立金の積立その他の剰余金の処分（会452）等を、取締役会が定めることができる（会459①） ②前項の定款の定めは、会計監査人の監査報告が無限定適正意見であり、監査役会、監査等委員会又は監査委員会の監査報告に会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないとする意見のないこと及び同様の付記のないこと等の要件をみたす場合に限りその効力を有する（会459② 計規155）

<p>16. 総会での意見陳述等</p>	<p>①計算書類等が法令定款に適合するかどうかにかいては、監査役、監査等委員又は監査委員と意見を異にする時は、総会に出席して意見を述べることができる (会398①)</p> <p>②総会において監査人の出席を求める決議があった時は、総会に出席して意見を述べなければならぬ (会398②)</p> <p>③監査人の選任、解任もしくは不再任又は辞任について、総会に出席して意見を述べることができる (会345①⑤)</p> <p>④会計監査人を辞任した者及び監査役等により解任された者は、その後最初に招集される総会に出席して、その旨及びその理由を述べることができる (会345②⑤)</p>	<p>①監査役、監査等委員は、取締役が総会に提出する議案書類等を調査し、法令定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない (会384、399の5)</p> <p>②総会において株主の求めた事項につき説明をなすことを要する (会314)</p> <p>③監査役は、取締役又は解任又は辞任について総会で意見 (その旨理由) を述べることができる (会345①②④)</p> <p>④監査役は、取締役等につき総会で見解を述べることができる (会387③)</p> <p>監査等委員会委員は、それ以外の取締役と区別して選任され (会329②)、その報酬も区別して定められる (会361②)</p> <p>⑤監査役会、監査等委員会、監査委員会等の決議により会計監査人を解任した時は、その後最初に招集される株主総会に、その旨と解任の理由を監査役等が報告しなければならない (会340)</p>
<p>17. 一般的義務</p>	<p>①会社と委任の関係にあるので、会社に対し、善良な管理者の注意義務を負う (会330)</p> <p>②会計監査人は、当然監査基準を遵守することが必要であり、守秘義務 (会計士法27) 等の遵守が求められる</p>	<p>会社と取締役・監査役との間の関係は委任に依るので会社に対し善良な管理者の注意義務を負う (会330 民644)</p>
<p>18. 損害賠償責任</p>	<p>①その任を怠った時は、会社に対しこれによって生じた損害を賠償する責任を負う (会423①)</p> <p>②前項の責任は、善意でかつ重大な過失が無い時は、総会の決議又は定款の定めにより、次の額に限ることができる (会425、426)</p> <p>会計監査人 2年分の報酬</p> <p>③前項の責任につき責任限定契約を結ぶことができる (会427)</p> <p>④その職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。会計監査人が</p>	<p>①同左</p> <p>②同左 監査役 非業務執行取締役 2年分の報酬 業務執行取締役 4年分の報酬</p> <p>③同左 (会427) 但し、非業務執行取締役 監査役 会計参与に限る</p> <p>④同左 (会429) 監査役 監査等委員 監査委員 次の行為をした時も同様とする</p>

	<p>次の行為をした時も同様とする(ただし、その者が注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではない)(会429)</p> <p>会計監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録</p> <p>⑤役員等が会社又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員等も当該賠償責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする(会430)</p> <p>⑥会計監査人も株主代表訴訟の対象とされる(会847、423)</p>	<p>・監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録</p> <p>⑤同左</p>
<p>19. 事業報告への会計監査人情報の開示</p>	<p>会計監査人設置会社は、会計監査人に関し、次の事項を事業報告の内容としなければならない(施規126)</p> <p>①会計監査人の氏名又は名称</p> <p>②会計監査人の報酬等の額及び監査役会、監査等委員会、監査委員会等の報酬に同意した理由</p> <p>③非監査業務の内容(対価を払っているとき)</p> <p>④会計監査人の解任又は不再任の決定の方針</p> <p>⑤会計監査人の業務停止処分に係る事項(停止処分の者)</p> <p>⑥過去2年間業務停止処分を受けた者—事業報告の内容とすることが適切と判断した事項</p> <p>⑦責任限定契約の内容(契約ある時)</p> <p>⑧金融商品取引法適用会社では</p> <p>①会計監査人に当該会社及び子会社が支払う報酬合計額</p> <p>②子会社が会社の会計監査人以外るときは、その事実</p> <p>⑨解任した又は解任された(監査役等により)</p>	

	<p>会計監査人がある時は、その氏名、解任・辞任の理由、解任・辞任についての監査人の意見の内容</p>	
<p>20. 不適正意見がある場合における公告事項</p>	<p>次のいずれかがある時は、定時総会後の公告をする時は、以下各号の事項を公告において明らかにすること（計規148）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 会計監査人が存しないとき、その旨 ② 監査を受けたものとみなされる場合その旨 ③ 不適正意見が監査報告にあるときはその旨 ④ 意見不表明の時、その旨 	
<p>21. 会計監査人の登記</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 会計監査人を設置した旨 ② 会計監査人の氏名又は名称を登記する（会911③19） 	
<p>22. 計算書類等の備置き及び閲覧等</p>		<p>株式会社は各事業年度の計算書類及び事業報告並びにこれらの付属明細書（監査報告及び会計監査報告を含む）を定時総会の日から2週間前日から5年間、その本店に備え置き、株主債権者は閲覧、謄本・抄本の交付請求ができる（会442）</p>

主要根拠法令 会社法（会）
 会社法施行規則（施規）
 会社計算規則（計規）

（たなか つねお・大原大学院大学 会計研究科教授）